

## 狛江市総合基本計画条例（案）骨子に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について

### 1 パブリックコメントの実施概要

#### (1) 実施期間

平成 30 年 6 月 1 日（金）から 6 月 30 日（土）まで

#### (2) 公表方法

広報こまえ 6 月 1 日号、市ホームページ、政策室窓口

#### (3) 意見の提出方法

- ①政策室への書面による提出
- ②郵便による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メールによる送信
- ⑤市ホームページ専用フォームによる送信

#### (4) 対象者

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に存する学校に在学する者
- ③市内に事務所又は事業所を有する者
- ④市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

### 2 市民説明会の実施概要

	日時	場所
第 1 回	平成 30 年 6 月 5 日（火）午後 7 時から	市役所 4 階 特別会議室
第 2 回	平成 30 年 6 月 9 日（土）午前 10 時から	市役所 4 階 特別会議室

## 狛江市総合基本計画条例（案）骨子

### 1 目的

総合的かつ長期的なまちづくりを行うことを明らかにし、もって計画的な行政運営を推進するために市が策定する総合基本計画について、基本的な事項を定めることを目的とします。

### 2 定義

この条例における用語の定義は、以下の通りとします。

#### (1) 基本構想

市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すもの

#### (2) 基本計画

市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像、まちづくりの方向性等を実現するための施策を示すもの

### 3 総合基本計画の構造

総合基本計画は、基本構想及び基本計画からなるものとします。

### 4 位置付け

総合基本計画は市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定にあたっては、総合基本計画との整合を図るものとします。

### 5 諮問

市長は総合基本計画の策定にあたっては、狛江市総合基本計画審議会条例(昭和46年条例第21号)第1条に規定する狛江市総合基本計画審議会に諮問するものとします。

### 6 議会の議決

市長は基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならないこととします。

### 7 公表

市長は総合基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならないこととします。